

優良産廃処理業者認定制度の手引き

平成29年10月12日

和歌山県循環型社会推進課

〒 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL 073-432-4111 (代表)

073-441-2692 (直通)

FAX 073-441-2685

優良産廃処理業者認定制度について

1. 優良産廃処理業者認定制度の概要

この制度は、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的として、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備するものです。

産業廃棄物処理業等の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（以下、「優良基準」という。）とは、（1）実績と遵法性、（2）事業の透明性、（3）環境配慮の取組の実施、（4）電子マニフェストの利用、（5）財務体質の健全性の5つです。

上記の（1）～（5）の優良基準への適合性を判断し、適合と認められる場合、次の措置が講じられます。

1. 通常5年の許可期限が7年になります。
2. 交付する処理業の許可証に、「優良」と表記します。
3. 本県のホームページにおいて、「優良基準に適合した事業者」として公表します。

2. 優良基準

優良基準は次のとおりです

（1）実績と遵法性に係る基準

更新前の許可有効期間において、特定不利益処分を受けていないこと、また申請の際直前の5年以上にわたり当該許可申請の区分（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の4区分）と同じ区分の許可を受けて産業廃棄物処理業を的確に行っていること。

（2）事業の透明性に係る基準

申請の際、直前の半年間（7年の有効期間を受けたものである場合は、7年間）にわたり、つぎに掲げる事項についてインターネットで公開し、かつ所定の頻度により更新していること。

- ・会社情報
- ・料金の提示方法
- ・許可の内容
- ・組織体制
- ・施設及び処理の状況
- ・地域融和の状況 等
- ・財務諸表

（3）環境配慮の取組に係る基準

ISO14001又はエコアクション21等の認証制度による認定を受けていること。

（4）電子マニフェストに係る基準

電子マニフェストの利用が可能であること。

(5) 財務体質の健全性に係る基準

次の全ての基準に適合していること

1. 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。
2. 直前3年の各事業年度における経常利益に減価償却を加えて得た額が0を超えること。
3. 産業廃棄物処理業等の実施に関連する税目、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。
4. 特定最終処分場について、維持管理積立金の積立てをしていること。（特定廃棄物最終処分業者の場合に限る。）

3. 留意事項

- (1) この制度は、すべての処理業者が満たすべき義務的なものではなく、基準適合性の審査を受けるか否かは処理業者の任意となっています。
また、処理業者が不法行為や不適正処理を行わないことを保証するものではありません。
- (2) 情報公開の基準においては、排出事業者が産業廃棄物処理業者の優良性を判断するための情報が公開されているかが評価基準となっており、その内容の良否（例えば、財務状況等の実態）を評価するものではありません。
- (3) 排出事業者は、優良基準適合業者を選択することで排出事業者としての責任や注意義務が免除されるものではなく、その責任を全うするため、公開されている情報をもとに、自らの判断で処理業者の選定を行うことが必要です。

4. 優良基準適合に係る審査の手順

優良基準適合に係る審査の具体的な手順としては、次のようになります。

- (1) 産業廃棄物処理業の更新許可申請時に、申請者の申し出に応じて、評価基準への適合性について審査を行います。
ただし、平成23年4月1日現在で許可を有している場合は、当該許可の有効期間中随時に基準の適合審査の申請（以下、「優良確認」という。）を行うことができます。
この場合、当該許可の有効期間が2年延長となります。
申請者は、自らが評価基準に適合していることを示す資料を提出してください。
- (2) 優良基準適合の審査と許可基準適合の審査とは別のものであるため、優良基準適合の審査において、不適合であった場合であっても、処理業の更新許可等が不許可となるわけではありません。

(3) 優良基準に適合した申請者に対しては、許可の有効期間を7年間とし、交付する許可証に、「優良」と表記します。これにより、許可証を排出事業者等に提示することで、優良基準への適合が認定されたことを明らかにすることができます。

(4) 排出事業者が情報を活用できるよう、優良基準適合業者の名称や公開情報が閲覧できるホームページのアドレスをリスト化して公表します。

優良基準適合後に、都道府県知事等により改善命令、措置命令、事業停止命令等の特定不利益処分がなされる等、優良基準への不適合が明らかになった場合や、処理業者自らが優良基準を満たさなくなったことを申し出た場合には、公表リストから削除します。

5. 優良基準の概要

1 実績と遵法性

前の許可の有効期間中、法施行規則第9条の3第1項に規定する特定不利益処分を受けていないこと。

特定不利益処分とは、次に掲げる不利益処分をいう。

1. 廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（第14条の6において準用する場合を含む。））
2. 廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
3. 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
4. 再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
5. 広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
6. 無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
7. 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
8. 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

「特定不利益処分を受けていないこと」とは、当県において不利益処分を受けていないのみならず、すべての都道府県等において不利益処分を受けていないことが必要となります。

2 情報公開性

申請の際直前の半年以上（7年の有効期間を受けたものである場合は、7年間）にわたり、以下の「1 会社情報」から「12 地域融和」までのすべての項目をインターネット上で公開し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新していること。

【備考】

- (1) 「インターネット上での公開」は、自社単独のホームページ、あるいは団体、協会等

が提供する他の処理業者と共同掲載の情報開示用サイトのどちらで行っても差し支えありません。ただし、排出事業者が簡単に各項目の閲覧ができるよう努めてください。

- (2) 対象となる公開情報は、審査を申請する都道府県等の区域内で行っている事業に係るものだけでなく、他の都道府県等での事業も含め、当該処理業者が行っている許可申請の区分（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の4区分）に係る事業全体に係る情報を指し、例えば、産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請時での評価基準適合性の審査においては、当該処理業者が国内で行っている産業廃棄物収集運搬業全体に係る情報が対象となります。

情報公開基準項目

(1) 会社情報（情報の更新は変更の都度、収集運搬業者にも処分業者にも適用）

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員（申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者を含む。）の氏名及び就任年月日
- ・ 申請者が法人である場合には、法人の名称、設立年月日、資本金又は出資金及び事業（他の都道府県等において、当該許可申請の区分と同一の区分の産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業を含む。以下の評価基準項目においても同じ。）の内容（法人の名称、資本金若しくは出資金又は事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。）
- ・ 申請者が個人である場合には、事業の内容（その内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。）

(2) 許可の内容（情報の更新は変更の都度、収集運搬業者にも処分業者にも適用）

- ・ 事業計画（他の都道府県等において、当該許可申請の区分と同一の区分の産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業に関する事業計画を含む。）の概要
- ・ 産業廃棄物処理業の許可証の写し

(3) 施設及び処理の概要（情報の更新は変更の都度、収集運搬業者にも処分業者にも適用）

- ・ 収集運搬業者については、運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入状況、積替え又は保管を行う場合は、当該場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限
- ・ 処分業者については、事業の用に供する施設の種類、当該施設において処理する産業廃棄物の種類、設置場所、設置年月日、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要

(4) 事業場の処理工程図（情報の更新は変更の都度、処分業者のみ適用）

(5) 最終処分までの処理工程（情報の更新は1年に1回以上、処分業者のみ適用）

産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の工程

- ・当該産業廃棄物の種類ごとの受入量、処分方法ごとの処分量
- ・前々月の末日における当該産業廃棄物の保管量、当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出量及び持ち出し先における処分方法、当該廃棄物を再生することにより得た物を他人に売却した場合にあっては取引先ごとの売却量及び当該物の利用方法

(6) 処理の実績（情報の更新は1年に1回以上、収集運搬業者にも処分業者にも適用）

- ・直前3年間の産業廃棄物の種類ごとの処理の実績
 - －収集運搬業者については、各月の受入量及び運搬方法ごとの運搬量
 - －処分業者については、各月の受入量、処分方法ごとの処分量、並びに中間処理後の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量
- ・情報の更新は、1年に1回以上とします。情報の公開開始又は更新に当たっては、情報を公開開始又は更新する日の属する月の前々月以前3年間分の情報を掲載するものとします。

(7) 処理施設の維持管理に関する記録（情報の更新は1年に1回以上、令7条の2に掲げる産業廃棄物処理施設を設置している処分業者のみに適用）

- ・令7条の2に掲げる産業廃棄物処理施設（焼却施設、PCB処理施設及び最終処分場、他の都道府県等において産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る事業の用に供するものを含む。）を設置している場合には、直前3年間の法第15条の2の3において準用する第8条の4の規定による記録
- ・ただし、上記の記録事項のうち、すべての対象施設における処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量、並びに焼却施設等における燃焼ガス温度や一酸化炭素濃度の連続測定記録は情報公開対象から除く。
- ・情報の更新は、1年に1回以上とします。情報の公開開始又は更新に当たっては、情報を公開開始又は更新する直前3年間分の情報を掲載するものとします。

(8) 熱回収施設の維持管理に関する記録（情報の更新は1回以上、熱回収施設を設置している処分業者のみに適用）

- ・直近3年間の各月における焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量

(9) 財務諸表（情報の更新は1年に1回以上、法人である収集運搬業者及び処分業者のみ適用）

- ・直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

(10) 料金の提示方法（情報の更新は変更の都度、収集運搬業者にも処分業者にも適用）

- ・事業者がその産業廃棄物の処理を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法

(11) 組織体制（情報の更新は変更の都度（ただし、人員配置の変更については1年に1回以上）、収集運搬業者にも処分業者にも適用）

- ・業務を所掌する組織及び人員配置

(12) 地域融和（情報の更新は変更の都度、収集運搬業者にも処分業者にも適用）

事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無（公開している場合には、公開の頻度）

3 環境保全への取組

【評価基準】

事業活動に係る環境配慮の取組が、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること。

【備考】

(1) 環境保全への取組内容を更新許可時等に逐一審査することは困難ですので、本基準においては、環境マネジメントに係る標準的な規格等への適合性に関する既存の認証制度を活用して判断することとしています。ここで、「事業活動に係る環境配慮の体制及び手続に係る標準的な規格等」としては、ISO14001 規格、環境省のエコアクション21 ガイドライン及びこれと相互認証された規格等が該当します。

(2) 「環境大臣が定める認証制度」としては、当面以下のものを環境大臣告示において定める予定ですが、今後、環境省が適当と認めたものについては、随時追加していくこととしています。

- ・財団法人日本適合性認定協会その他ISOが認定した認定機関が認定した審査登録機関がISO14001 規格に適合するものとして行った認証
- ・財団法人地球環境戦略研究機関がエコアクション21 ガイドラインに適合するものとして行った認証（エコアクション21 ガイドラインと相互認証された規格等に基づく認証を含む。）

- (3) 処理業者が複数の事業場等を有する場合、必ずしもすべての事業場等について認証を取得している必要はありません。

4 電子マニフェストの利用

【評価基準】

財団法人日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センターに電子マニフェスト利用登録をしており、電子マニフェストが利用可能となっていること。

5 財務体質の健全性

【評価基準】

次の全ての基準に適合していること

- (1) 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。
- (2) 直前3年の各事業年度における経常利益に減価償却を加えて得た額が0を超えること。
- (3) 産業廃棄物処理業等の実施に関連する税目、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。
- (4) 特定最終処分場について、積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。(特定廃棄物最終処分業者の場合に限る。)

【備考】

- (1) 産業廃棄物処理業の実施に関連のある税目とは具体的には以下のとおりです。
 1. 国税 法人税及び消費税
 2. 都道府県税 都道府県民税、事業税、不動産取得税、地方消費税
 3. 市町村税 市町村民税、事業所税、固定資産税、都市計画税それぞれの機関からの納税証明書が必要です。
- (2) 社会保険料については年金事務局、労働保険料については労働局の納付証明書等の滞納していないことを確認できるものが必要です。

5. 優良認定制度の審査申出手続

1 審査申出書の提出先

- (1) 法人にあっては事務所所在地が、個人にあっては住民登録をした市町村が和歌山県内(和歌山市を除く。)に存する場合は、その区域を所管する保健所衛生環境課
- (2) その他の申出者は、和歌山県庁循環型社会推進課

2 必要な書類

- (1) 審査申出書（様式1）、優良確認の場合は、優良基準適合確認申請書（附則様式）
 - (2) 法施行規則第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことの誓約書（様式2）
 - (3) 情報公開を行っているインターネット画面の該当箇所を印刷したもの（最新並びに公開開始時点のもの及び更新履歴（日付が明示されたもの））
 - (4) 環境大臣が定める環境マネジメントシステム認証制度の認定証の写し
 - (5) 電子マニフェストを導入していることを証する書類（（財）日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センター J W N E T の加入証明書）
 - (6) 法人税、消費税、県民税、市町村民税、事業税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税を滞納していないことを証するもの（納税証明書）
 - (7) 社会保険料並びに労働保険料を滞納していないことを証するもの（納付証明書等）
 - (8) 特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積み立てをしていることを証するもの（（独）環境再生保全機構への振り込み証書等）
- また、優良確認の場合は、上記(1)～(9)に加えて
- (10) 現に受けている産業廃棄物許可証の写し
 - (11) 直前3年の各事業年度における財務諸表（現に受けている産業廃棄物処理業等の許可申請書に添付したものを除く。）

3 提出にあたっての留意事項

- (1) 産業廃棄物処理業の更新許可等申請と併せて、評価基準への適合性について審査を行います。ただし、有効許可期間中に基準への適合性の確認を受ける場合は随時受付を行います。
 なお、郵送による審査申出書の提出は認めていません。
- (2) 県内（和歌山市を除く。）の方は、保健所へ審査申出書及び添付書類を各2部（正1部 副1部）提出してください。
- (3) 和歌山市及び県外の方は、直接循環型社会推進課へ審査申出書及び添付書類を各1部（正1部）提出してください。
- (4) 提出部数に申出者の控えは含みません。

注 この制度は、平成23年4月1日から開始されます。これに伴い、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（以下、「旧優良性評価制度」という。）は平成23年3月31日をもって廃止となりました。優良産廃処理業者認定制度と旧優良性評価制度は別制度であるため、旧優良性評価制度に適合した事業者が自動的に優良産業廃棄物処理業者として認定されることはありません。

優良産業廃棄物処理業者の判断に係る認定基準の概要

項目	評価の目的・着眼点	評価項目	評価基準の概要	評価基準の適用		公開情報の更新頻度	
				収集運搬業	処分量		
遵法性	●一定以上の期間にわたり行政処分を受けずに処理業を営んでいるなど遵法性に優れた業者であるか。		直近の過去5年間連続して該当する産業廃棄物処理業を営んでおり、その間に産業廃棄物処理法（その他環境関係法令）に基づく命令等の不利益処分を受けていない	○	○	—	
情報	情報公開項目については、下記の項目をインターネットで公開していること（情報が公開されていれば基準適合とし、例えば、処理工程が適切か、経営状態が適切かといった内容の判断は行わない。）						
	●正しく登記され、適正に事業活動を行っている会社か。 ●代表者や役員等に欠格要件に該当する者がいないか。	会社情報	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	○	○	変更の都度（代表者の氏名及び就任年月日については1年に1回以上）	
			役員等の氏名及び役員等就任日	○	○	変更の都度（変更がない場合も1年に1回以上）	
			会社の履歴（設立日、資本金、会社名や事業内容の変遷等）	○	○	変更の都度	
	●有効期限内に必要な許可を受けているか。 ●どのような種類の産業廃棄物の処理を委託できるか。	許可の内容	事業範囲（取扱産業廃棄物の種類明細、事業区域等）及び事業計画の概要	○	○	〃	
			許可証画像（画像添付）	○	○	〃	
	公開性	●処理委託しようとする産業廃棄物の種類や量を適正に処理するために必要な施設を有しているか。 ●外部委託も含め最終処分までの処理内容が明確になっているか ●施設能力を超える量の処理を受託しているおそれはないか。 ●施設を適正に維持管理しており、環境保全上問題が生じていないか。	施設及び処理の状況	事業の用に供する施設の種類の、低公害車の導入状況、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要	○	—	〃
				事業の用に供する施設の種類の、当該施設において処理する産業廃棄物の種類、設置場所、設置年月日、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要	—	○	〃
				事業場全体の処理工程の概略図	—	○	〃
				産業廃棄物の種類ごとの最終処分までの処理行程（外部委託分も含む。）	—	○	1年に1回以上
直前3年間の産業廃棄物の種類ごとの処理実績				○	○	〃	
各月の受入量及び運搬方法ごとの運搬量				○	—	〃	
各月の受入量、処分方法ごとの処分量並びに中間処理後の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量				—	○	〃	
直前3年間分の処理施設の維持管理に関する記録（産業廃棄物処理法で維持管理に関する記録及び閲覧が義務づけられている産業廃棄物処理施設（焼却施設、PCB処理施設及び最終処分場）に限る。）				—	○	〃	
直前3年間分の熱回収により得られた熱量及び熱回収がされた産業廃棄物の量（熱回収施設に限る）				—	○	〃	
●健全で持続可能な財務状態を維持しているか。	財務諸表	直前3年間分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）	○	○	〃		
●排出事業者への料金の提示方法が合理的なものとなっているか。	料金の提示方法	料金表の提示、料金算定式の提示、個別見積もり等の料金の提示方法	○	○	変更の都度		

	<ul style="list-style-type: none"> ●社内の業務管理体制が確立しているか。 ●産業廃棄物処理施設の管理体制が確立しているか。 	組織体制	社内組織（職務分掌の概要、人員体制等）	○	○	変更の都度 （人員配置は1年に1回以上）
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会との良好な関係の構築に努力しているか。 	地域融和	利害関係者に対する事業場の公開の有無及び公開頻度 地域社会における環境保全活動への参画の実績	○	○	〃
環境保全への取組	<ul style="list-style-type: none"> ●客観的な規格やプログラムに基づき環境負荷低減等のための積極的な取組みを行っているか。 		ISO14001 規格、エコアクション21 ガイドライン（相互認証された規格等を含む。）などのいずれかを取得している。	○	○	—

(様式 1-1 収集運搬業者用)

優良産業廃棄物処理業者の判断に係る
認定基準への適合性審査申出書

年 月 日

和歌山県知事 様

申出者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3(第10条の12の2の規定により準用する場合を含む。)に規定する基準に適合する旨の認定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

記

業の区分	・産業廃棄物収集運搬業 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	
公開情報を閲覧できる ホームページアドレス	
添付書類	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定による特定不利益処分を受けていないことの誓約書(様式2) (2) 情報公開を行っているインターネット画面の該当箇所を印刷したもの(最新並びに公開開始時点のもの及び更新履歴(日付が明示されたもの)) (3) 環境大臣が定める環境マネジメントシステム認証制度の認定証の写し (4) 電子マニフェストを導入していることを証する書類((財)日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センターJWNETの加入証明書) (5) 法人税、消費税、県民税、市町村民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税を滞納していないことを証するもの (6) 社会保険料並びに労働保険料を滞納していないことを証するもの(納付証明書等)

(様式 1-2 処分業者用)

優良産業廃棄物処理業者の判断に係る
認定基準への適合性審査申出書

年 月 日

和歌山県知事 様

申出者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 10 条の 4 の 2 (第 10 条の 16 の 2 の規定により準用する場合を含む。) に規定する基準に適合する旨の認定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

記

業の区分	・産業廃棄物処分業 ・特別管理産業廃棄物処分業
許可番号	
公開情報を閲覧できるホームページアドレス	
添付書類	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定による特定不利益処分を受けていないことの誓約書 (様式 2) (2) 情報公開を行っているインターネット画面の該当箇所を印刷したもの (最新並びに公開開始時点のもの及び更新履歴 (日付が明示されたもの)) (3) 環境大臣が定める環境マネジメントシステム認証制度の認定証の写し (4) 電子マニフェストを導入していることを証する書類 ((財) 日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センター J W N E T の加入証明書) (5) 法人税、消費税、県民税、市町村民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税を滞納していないことを証するもの (6) 社会保険料並びに労働保険料を滞納していないことを証するもの (納付証明書等) (7) 特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていることを証するもの ((独) 環境再生保全機構への振り込み証書等)

誓 約 書

和歌山県知事 様

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、廃棄物の処及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 9 条の 3 第 1 号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第 7 条の 3 及び第 14 条の 3（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7）
- ③廃棄物の処理施設の設置の許可の取消し（法第 9 条の 2 及び第 15 条の 3）
- ④再生利用認定の取消し（法第 9 条の 8 第 9 項（法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第 9 条の 9 第 10 項（法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第 9 条の 10 第 7 項（法第 15 条の 4 の 4 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第 19 条の 3）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第 19 条の 4 第 1 項、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 及び第 19 条の 6 第 1 項

優良基準適合確認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者

住 所

氏 名



（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 248 号）

附 則 第 5 条 第 1 項
附則第 5 条第 2 項において準用する同条第 1 項
附則第 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項
附則第 5 条第 4 項において準用する同条第 1 項

の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
許可の有効期間の満了の日	年 月 日
収集運搬業・処分業の区分	
※事務処理欄	

（日本工業規格 A列 4 番）